

## フランスにおける保安監置及び保安監視をめぐる近 時の動向

井上, 宜裕  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/25409>

---

出版情報 : 法政研究. 79 (1/2), pp.47-71, 2012-10-16. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## フランスにおける保安監置及び 保安監視をめぐる近時の動向

井上 宜裕

はしがき

I 保安監置・保安監視と遡及適用

一 憲法院二〇〇八年二月二一日裁決第二〇〇八―五六二号

二 保安監置の遡及適用が可能な場合

II 保安監置・保安監視をめぐる現状

一 フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を

定める二〇〇九年七月六日のアレテ

二 保安監置・保安監視の実施状況

結びに代えて

はしがき

本稿では、保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二五日の法律 (Loi n. 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental) による保安監置及び保安監視制度の創設から現在に至るまでのフランスの動向を概観し、これに検討を加える。

右二〇〇八年法によって導入された保安処分、保安監置及び保安監視は、以下のようなものである。<sup>1)</sup>

保安監置とは、「刑の執行終了時に行われる対象者の状況の再調査によって、対象者が、人格の重大な障害を被っているために、累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険性を呈していることが証明される場合」に、刑の終了後、例外的に取られる措置で、具体的には、対象者の社会的医療的司法的保安センターへの収容を指す。対象犯罪は、未成年者を被害者とする、謀殺、故殺、拷問、野蛮行為、強姦、略取、または、監禁の重罪、成人を被害者とする、謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取、加重的監禁の重罪であ

る。<sup>2)</sup> 右犯罪につき、一五年以上の懲役で有罪判決を受けた場合に保安監置の対象となりうる。保安監置の決定権者は、管轄地の保安監置地方裁判所で、保安監置決定に対しては、保安監置中央裁判所への上訴が可能である。

以下で検討する遡及適用との関係で重要なのが、重罪法院による保安監置の予告である。即ち、保安監置の前提として、重罪法院は、有罪判決において、有罪判決を受ける者が刑の終了時に保安監置のために行われる再調査の対象となりうる旨を明記しなければならない。

他方、保安監視は、保安監置が延長されない場合、または、一定の理由で保安監置が終了する場合で、かつ、対象者が対象犯罪を行う危険を呈している場合に、保安監置地方裁判所の決定に基づいて行われる。保安監視決定に対する上訴等については、保安監置の場合と同様である。

また、保安監視対象者が、義務違反によって右対象犯罪の一つを改めて実行する非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険を改めて示していることが明らかな場合、仮保安監置が命じられうる。

保安監置及び保安監視の概略は以上の通りであるが、保安監置の遡及適用に関して、整理すると以下のようになる。即ち、重罪法院による予告の必要性及び対象となる有罪判

決の長さを併せて考えるならば、本法が遡及適用されないという前提の下では、保安監置が可能なのは、本法施行後に行われた対象犯罪につき一五年以上の懲役で有罪判決を受け、その際に保安監置のための再調査の予告を受けた場合である。従って、刑の軽減による刑期短縮はありうるとしても、最初の保安監置は一年以上先ということになる。しかし、後述するように、フランスでは既に第一号の保安監置対象者がフレーヌ (Fleunes) の社会的医療的司法的保安センターに収容された例がある。

二〇〇八年法における立法者の思惑はどのようなものであったのか、同法に対する憲法院の判断は何を意味し、実際に保安監置及び保安監視を命じる立場にある保安監置裁判所はどのような態度を示しているのか、これらの点は、わが国で保安処分論を検討する際に有益であるのみならず、刑事立法のあり方を考える上でも示唆的である。

以下では、本法に関する憲法院裁判を確認し、即時適用が可能となるのはどのような場合なのかを明らかにした上で、即時適用に向けた内部規則の整備、及び、実際の運用状況について検討を加える。

## I 保安監置・保安監視と遡及適用

一 憲法院二〇〇八年二月二日裁決第二〇〇八―五六二  
号

保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に  
関する二〇〇八年法をめぐって、憲法院二〇〇八年二月二  
日裁決第二〇〇八―五六二号<sup>(3)</sup>が出された<sup>(4)</sup>。この憲法院裁  
決は、刑罰及び刑罰的性質を有する制裁についてのみ遡及  
適用を否定するという従来<sup>(5)</sup>の立場とは異なり、全く別の論  
理から保安監置の遡及適用を否定している。

憲法院は、保安監置を一七八九年の人権宣言第八条違反  
とする付託理由について、次のように述べている。

「一七八九年の人権宣言第八条は、『法律は、厳格かつ明  
確に必要な刑罰しか制定してはならず、何人も犯罪以前に  
制定され、公布され、かつ、合法的に適用される法律に  
よってしか処罰されえない』とする。従って、これらの原  
理は、刑罰及び刑罰的性質を有する制裁にしか適用されえ  
ない」。

「本法の発効後に有罪宣告を受けた者に対して、保安監  
置が命じられうるのは、重罪法院が有罪判決において明文  
でもって、刑の終了時に場合によってはありうる当該措置

のために有罪判決を受けた対象者の状況の再調査を規定し  
た場合のみであるとしても、法院の決定は、保安監置を宣  
告するものではなく、刑の終了時にその他の要件が充足さ  
れる場合にこの措置を可能にするものである。監置は、刑  
の宣告時に重罪法院によって決定されるのではなく、刑の  
満了時に、保安監置地方裁判所によって決定される。監置  
は、重罪法院によって有罪宣告を受けた者の有責性に基  
くのではなく、地方裁判所によってその判決時に評価され  
る対象者の特別な危険性に基いている。監置は、有罪宣  
告を受けた者による刑罰の完遂後にのみ実施される。監置  
は、人格の重大な障害を被っている者による再犯を回避し、  
予防することを目的とする。かくして、保安監置は、刑罰  
ではなく、刑罰的性質を有する制裁でもない。保安監視は、  
より一層そういえる。従って、一七八九年の人権宣言第八  
条違反から導かれる非難は、失当である」。

「しかしながら、保安監置は、その自由剝奪的性質、そ  
の剝奪の期間、その制限なく更新可能な性格、及び、それ  
が裁判所による有罪宣告の後に宣告される点に鑑み、本法  
の公布前に有罪宣告を受けた者、または、この日より前  
に行った行為につき、この日以後に有罪判決の対象となる者  
には適用されえないであろう」。

憲法院は、このように判示して、保安監置の遡及適用を認めた規定を憲法違反とした。即ち、保安監置は刑罰でも刑罰的性質を有する制裁でもないことされたものの、個人の自由に対する侵害の重大性を根拠に遡及適用が否定されたのである。これとは反対に、保安監視は遡及適用可能とされている点も看過されてはならない。

## 二 保安監置の遡及適用が可能な場合

憲法院が、個人の自由に対する重大な侵害であるとして保安監置の遡及適用を否定したにもかかわらず、同法の規定を詳細に検討すると、フランスの立法者によって保安監置の遡及適用を事実上可能にする装置が周到に準備されていたのが分かる。

保安監視は、保安監置後だけでなく、一定の場合、司法監視下の者や社会内司法監督下の者に対しても行われうる。即ち、司法監視<sup>5</sup>または社会内司法監督<sup>6</sup>が、保安監置対象犯罪につき一五年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者に対して宣告された場合、保安監置地方裁判所は、対象者を保安監視に付すことができる。

そうすると、保安監置の適用場面は、次の三通りということになる。即ち、①刑終了後の収容、②保安監置後の保

安監視における義務違反に起因する保安監置、③司法監視または社会内司法監督後の保安監視における義務違反に起因する保安監置、の場合である。

ここで、③の場合、保安監視は遡及適用が可能なため、法律の施行前に有罪判決を受けた者に対しても、保安監視を介することで、保安監置の適用が可能である。例えば、判決裁判所が保安監置対象犯罪につき一五年以上の懲役刑を宣告したが、保安監置を予告しなかったという場合でも、刑罰適用判事が司法監視の適用を決定すれば、保安監置地方裁判所は対象者を保安監視に付すことができる。そして、保安監視から生じる義務に不履行があれば、保安監置が可能となる。

一部学説で好意的に受け止められているものの<sup>7</sup>、この方法で保安監置の遡及適用を事実上肯定することは、憲法院が保安監置の刑罰的性質を否定しつつも遡及適用を排除して、対象者の人権を重視したことの意義を軽視するものであるといわざるをえない。後に見るように、この方法を用いた保安監置の遡及適用が既に行われており、単なる理論上の可能性にとどまらなかった点には注意を要する。

## II 保安監置・保安監視をめぐる現状

### 一 フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則

を定める二〇〇九年七月六日のアレテ

保安監置をめぐることは、その後、法整備が着々と進められていった。その中でも注目すべきが、フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を定める二〇〇九年七月六日のアレテ<sup>(8)</sup>である。

本アレテは、到着後の全被監置者、保安センターに配属された全職員、及び、そこに介入する全ての者を対象としている。被監置者について、被監置者の権利及び義務を定義する条項、職員について、職務遂行上、職員にとって必要な規則に関する条項、センター内部に介入する全ての者について、情報手段に関する条項をそれぞれ規定する。

本アレテの具体的構成は、「前文」、「第一章―機関の一般的組織」、「第二章―機関内での秩序の尊重」、「第三章―被監置者の財産管理」、「第四章―被監置者に対するケア」、「第五章―措置の停止と終了」、及び、「第六章―保安に関する規定」となっている。

もともと、本アレテは、保安監置の事実上の遡及適用に対応すべく、十分に検討されることなく慌てて作られた感

が否めない。それは、目次で挙げられた各条の表題が本文の表題、内容と齟齬を来している点に端的に見て取ることができる。

いずれにせよ、この内部規則が実際に適用される事態が生じていることは重く受け止めるべきであろう。

### 二 保安監置・保安監視の実施状況

#### 1 保安監視

保安監置地方裁判所による最初の保安監視決定が次のものである。

加重強姦罪で一〇年の保安期間を伴う二〇年の懲役刑を宣告され、一九九二年六月から拘禁されている、偏執性精神病患者であるXは、二〇〇七年四月にまさに釈放されようとしていたが、その際、精神病院への強制収容命令の対象となり、続いて、同年、後見に付されることになった。刑罰適用判事は、彼に対して、釈放時から、「二〇〇九年四月二二日に終了することになる」、危険な者に対する司法監視を宣告した。二〇〇九年四月一日、クレティユ(Crétieu)の共和国検事は、保安監置地方裁判所に対して保安監視の請求を行った。

これを受けて、二〇〇九年四月六日、パリ保安監置地方

裁判所は、次のように判示し、保安監視決定を下した。<sup>(9)</sup>

X氏の「拘禁は懲戒事件だらけであり、X氏は、退院時に、本判決に示された特別義務を伴う保安監視措置に付されなければならない。本国から完全に孤立し、グアドルーブ (Guadeloupe) に根付くことを望むX氏のケアを引き受けることができ、またはこれを引き受けるべきであった、ポワンタ・ピートル (Pointe-à-Pitre) の精神医療サービスの躊躇いを顧慮すれば、この措置は、その蓋然性が非常に高い、刑法第七〇六・五三・一三条に列挙された犯罪の実行を予防する唯一の手段を構成する。」当裁判所は、「X氏が、現在の司法監視措置の後、刑法第一三二・四四条、及び、第一三二・四五条第一号、第二号、第三号、第四号の義務、並びに、治療命令に服する義務を伴った、保安監視措置に、一年間付される旨宣告する」。

この措置は、二〇一〇年四月一五日、パリ保安監置地方裁判所によって、さらに二年間延長された。この決定に対して、Xは、保安監置中央裁判所に上訴した。

二〇一〇年七月一日、保安監置中央裁判所は、「X氏は、強制収容制度の下で入院しており、司法上の監視を維持する必要はないように思われる」とし、「X氏を保安監視の下に維持する理由はない」と判示した。<sup>(10)</sup>

かくして、司法監視または社会内司法監督上の期間制限、とりわけ、移動型電子監視の更新回数制限を撤廃すべく、二〇〇八年法で保安監視が導入されたにもかかわらず、本事件では、保安監置中央裁判所は保安監視の延長を否定した。この点は、立法者の思惑と裁判実務のある種の齟齬とみることもできよう。いずれにしても、今後の動向を注意深く見守る必要がある。

## 2 保安監置

フランスでは既に保安監置が実施に移されている。

本件事の経過は次の通りである。<sup>(11)</sup>一五歳未満の者に対する強姦、逮捕・監禁で一五年の拘禁刑に処され、刑期を満了したXは、二〇一一年一月二三日、フレーヌ保安監置センターに収容された。同日まで、Xは、自由であったが保安監視下にあった。ここでの保安監視は、移動型電子監視を付しうるにもかかわらず、これを伴わないものであった。この収容が、請求に基づき、保安監置地方裁判所によって承認された。その際、刑罰適用判事へ住所の変更を通知しなかった点、及び、義務づけられた治療を受けなかった点で義務違反のあったことが保安監置宣告の理由とされた。Xは、二〇一二年二月までフレーヌで収容されて

いたが、その後、移動型電子監視付の保安監視に付された。実際に、遡及適用を否定する憲法院裁決にもかかわらず、保安監視を介した事実上の保安監置の遡及適用が行われたということは重く受け止めるべきであるが、他方、保安監置がきわめて短期間であったことにも併せて注目すべきであろう。これを裁判実務の躊躇いと評価するかはともかく、立法者が強力に押し進めようとした治安強化が実務に浸透していくのかどうかについては、今後も継続的に注視しなければならぬ。

### 結びに代えて

以上、二〇〇八年法による保安監置及び保安監視制度の創設から現在に至るまでのフランスの動向を概観したが、当初、一二年以上先と思われていた保安監置が同法施行後約四年で実施されるようになったのは衝撃的である。

憲法院が、刑罰的性格の有無で遡及適用の可否を決するというこれまでの基準に拠らず、対象者の人権侵害の重大さを根拠に保安監置の遡及適用を否定した点はそれ自体画期的であった。しかし、結局のところ、保安監視上の義務違反を根拠に保安監置に付するという手法によって事実上

遡及適用が可能となり、現にその方法で保安監置が実施されている。

ただ、上述の通り、裁判実務では、保安監視の延長が否定されたり、保安監置が短期で終了したりする例が散見され、当初立法者が想定していた治安強化の方向に実務が必ずしも進んでいるわけではないようにも思われる。保安監視の導入は、司法監視または社会内司法監督の枠を超えて、監視を強化するのが狙いであったが、特に、移動型電子監視が対象者の環境調整の困難さ等からそれほど利用されていない現状に鑑みても<sup>(12)</sup>、立法と実務の間には温度差があるとも考えられよう。いずれにしても、現段階で即断することは避けるべきであつて、今後の動向を注視していく必要がある。さらには、今時の政権交代によって、治安政策にどのような変化が生じるかについても注目しなければならぬであろう。



【資料】フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を定める二〇〇九年七月六日のアレテを参考資料として掲げる。

アレテ (ARRETE)

フレーヌ社会的医療的司法的保安センターの内部規則を定める二〇〇九年七月六日のアレテ

Arrêté du 6 juillet 2009 fixant le règlement intérieur du centre socio-médico-judiciaire de sûreté de Fresnes

NOR: JUSK0900131A

国務大臣 (ministre d'Etat) ・ 国璽詔書 (garde des sceaux) ・ 司法自由大臣 (ministre de la justice et des libertés) 及び、厚生・スポーツ大臣 (ministre de la santé et des sports) は、刑事訴訟法、とりわけ、第R.五三―八七五条及び第R.五三―八七八条に鑑み、以下の通り、決定する。

第一条

フレーヌ国民保健公施設 (Établissement public de santé national de Fresnes) 内に創設される社会的医療的

司法的保安センターの内部規則は、本アレテの附則で定める。

第二条

行刑局長 (le directeur de l'administration pénitentiaire) 、並びに、収容及び治療施設長は、それぞれがフランス共和国の官報に公表されるであろう本アレテの実施につき責任を負う。

附則

附則

フレーヌ社会的医療的司法的保安監置センターの内部規則  
RÈGLEMENT INTÉRIEUR DU CENTRE SOCIO-MÉDICO-JUDICIAIRE DE RÉTENTION DE SÛRETÉ DE FRESNES

住所：社会的医療的司法的保安センター、フレーヌ国民保健公施設、チュイヤ通り (allée des Thuyas) 94261 フレーヌ セゾックス (Cedex)

機関：社会的医療的司法的保安センター

市：フレーヌ

日付：二〇〇九年三月二六日

前文 (Preamble)

・説明

最も重大な犯罪の累犯を防止するため、二〇〇八年二月二十五日の法律及び二〇〇八年一月四日のデクレによって、フレーヌ国民保健公施設 (l'établissement public de santé national de Fresnes (EPSNF)) 内に創設された、社会的医療的司法的保安センター（以下、「センター」とする）は、保安処分学際的委員会の提案に基づき、保安監置地方裁判所によって決定された保安監置の対象者を受け入れることを任務とする。

刑罰終了時に、人格の重大な障害と結びついた累犯の非常に高い蓋然性によって特徴づけられる特別な危険を常に呈している者がセンターに配される。同様に、保安監視に付され、命じられた義務を遵守しない者もセンターに収容される。

センターは、刑事訴訟法第七〇六・五三・一三条及び第R・五三・一八・五五条に従って、以下の任務を負う。

―対象者の危険性を減少させ、この措置の終了を可能にするために、被監置者に医療的、社会的、心理学的ケアを常時提供すること

―保安監置対象者を施設内に監置すること

センターは、厚生省及び司法省の二重の監督を受け、その任務は、EPSNFの長及びEPSNFに配属された病院長の共同責任の下で実行される。

各被監置者に対する監督、措置の実施及びその良好な展開に関する主たる態様は、刑事訴訟法R・五三・一八・六四条の適用において、パリ控訴院院長によって指名された、刑罰適用の任を負った大審裁判所副所長の管轄に属する。

・内部規則の内容

センターは、全ての被監置者に思いやりのある扱いをし、全ての人間に本質的に属する尊厳の尊重義務を強調する、倫理的枠組みの中で運営されなければならない。

被監置者は、自由の制限及び集団生活に内在する強制を含む、一定の生活規則に服する。

全ての被監置者に課されるこの強制は、とりわけ、保安上の明白な理由から、特定の物を所持することの統制及び禁止を含む。

集団生活は、各人のためにまた全ての者の利益において、他者の尊重及びセンターの健全な運営に必要な秩序に基づく生活規則の遵守を含む。

本規則は、以下の事項を定める。

―被監置者について、被監置者の権利及び義務を定義する  
条項

―職員について、彼らの職務において彼らを援助すること  
を可能にする規則に関する条項の基盤

―センター内部に介入する全ての者について、情報手段

内部規則の実施は、各人に、生活、衛生及び清潔に関する  
相応の条件を享受することを可能にし、職員に、各被監  
置者が享受する権利の尊重に留意することを可能にしな  
ければならない。

本内部規則及びその附則は、到着後の全被監置者、保安  
センターに配属された全職員、及び、そこに介入する全  
の者を対象とする。

・目次

前文

第一章 機関の一般的組織

第一条 行政組織

第二条 収容者

第三条 センターの監督

第二章 機関内での滞在条件

第四条 被監置者の権利及び義務

第五条 機関内での秩序の尊重

第六条 一日の構成

第七条 煙草及びアルコールの服用

第八条 機関内での移動

第九条 社会文化的活動、教育的活動、職業訓練活動、  
及び、労働活動

及び、労働活動

第一〇条 信仰の実践及び精神的な援助

第一条 社会的給付

一二条 外部との連絡

一三条 外出許可

第三章 被監置者の財産管理

一四条 原則

一五条 金銭的価値

一六条 非金銭的価値

第四章 被監置者に対するケア

一七条 医学的・心理学的ケア

一八条 身体的ケア

一九条 収容

二〇条 医療的緊急

二一条 社会的ケア及び司法監視

二二条 教育的ケア

第五章 措置の停止と終了

第三条 措置の停止

第四条 措置の終了

第六章 保安に関する規定

第二五条 保安規則の性質

第二六条 一般的保安

附則

第一章 機関の一般的組織

第一条 行政組織

センターは、その管轄領域においてそれぞれ、フレーヌ国民保険公施設の長、及び、厚生大臣によってこの施設に配属された病院長の共同責任の下に置かれる。

保安、監視、秩序維持、書記、収容、及び、被監置者の日常生活の編成に関する任務は、フレーヌ国民保険公施設の長の管轄に属する。

被監置者の保健衛生的、心理学的ケアは、本規則第一七条及び第一八条で定められる条件において、病院長によって編成される。

センター内に介入する者は全て、センターからの出所を可能にするための被監置者に対する学際的ケアに協力する。

二名の長は、共同して、被監置者のケア、とりわけ、社会的、教育的な学際的ケアを編成する。

地域のソーシャルワーカーは、とりわけ、被監置者の社会的権利の行使、家族関係の維持、及び、社会復帰へのアプローチにおいて、被監置者を援助する任を負う。社会復帰及び保護観察に係る職員は、被監置者の出所及び社会復帰計画において、彼を援護するため、社会部門と連携を取りつつ、被監置者の監督を行う。

社会復帰訓練士は、被監置者への日々の援護、及び、センター内での活動の編成につき任を負う。

監置登録簿は、センター内の書記管理課によって管理される。

そこにはとりわけ以下の事項が転記される。

— 被監置者のセンターへの到着日

— 措置の終了予定日

— 一時出所の場合、その理由、出所日、及び、帰所日

— 被監置者の実際のセンター出所日

第二条 収容者

このセンターは、謀殺、加重的故殺、加重的拷問、加重的野蛮行為、加重的強姦、加重的略取、または、加重的監

禁につき、一五年以上の懲役刑で有罪判決を受けた者を受け入れることを目的としている。

これらの者は、刑の終了時直ちに、または、これらの者が保安監視の枠内で服している義務に違反した場合に、センターに収容される。

保安監置地方裁判所によって決定された保安監置は、被監置者の危険性が外部でのいかなる他の保安処分を検討することも許さない限りにおいて継続する。

被監置者は、パリ控訴院院長によって指名された、刑罰適用の任を負った大審裁判所副所長によって監督される。

### 第三条 センターの監督

センターは、保安監置中央裁判所所長、司法省行刑局長、厚生省医療提供局長、及び、パリ保安監置地方裁判所所長の監視下に置かれる。

センターは、拘禁施設総監督官による視察を受けうる。センターにおいて提供される治療の編成は、公衆衛生法第L・六一・六一一条及び第L・六一・六一二条によって定められる監督の対象となる。

## 第二章 機関内での滞在条件

### 第四条 被監置者の権利及び義務

被監置者は、人間に内在する全ての権利を享受する。被監置者に認められる権利の行使は、秩序及び安全の維持、他者の保護、犯罪の予防、並びに、被監置者に対する対象措置免脱の予防にとって厳格に必要な制限以外には制限の対象となりえない。

本規則は、現行の規制に従って、センター内での生活規則、並びに、被監置者の権利及び義務を定義する。

各被監置者は、本内部規則の写しを受領し、認容する場合にはそれに副署する。

被監置者は、本規則を遵守する義務を負う。

### 第五条 機関内での秩序の尊重

被監置者が、センターの善良な秩序、個人の安全、財産の安全を危殆化し、または、持続的な混乱を惹起しうる行動を取る場合、EPSNFの長は、刑事訴訟法第四条に挙げられた権利の尊重、及び、同第R・五三・八一七二条の遵守の下、強制力の使用も含めて、あらゆる適切な措置を取る権限を有する。

このような措置では不十分であることが判明した場合、

最も重大な行動は、刑事訴訟法第R・五三・八七三条に従って、以下の措置をもたらさう。

1° 一日から最大二〇日間まで、職業活動、職業訓練、文化的活動、スポーツ活動、及び、娯楽活動の停止

2° 一日から最大二〇日間まで、個人のステュディオへの

監置…この措置は、居室外でのあらゆる活動の停止、医療的、心理学的ケアに結びついた面会及び活動を除いて、センター内における人との自由交通の停止を含む。

措置は、その執行によって被監置者の健康状態が危殆化されることを医師が証明する場合、停止される。

この手続の枠内で、被監置者は、弁護士または公認の受任者によるものも含めて、口頭または書面で自己の所見を示すことができる。

緊急の場合を除いて、この決定は、病院長の意見を聴取した後に行われ、刑罰適用判断に通知される。この決定には理由が付され、当該決定は対象者の一件書類に添付される。

これらの措置の実施は、なされた行為の故の場合によっては起こりうる刑事訴追の開始を妨げない。

#### 第六条 一日の構成

日中、全被監置者は、医学的な適応に基づいてまたは保安上の理由から責任者が反対の決定をする場合を除いて、センターの活動に参加することができる。

食事は、以下の時間に食堂で取る。

—朝食…七時四五分

—昼食…一一時四五分

—夕食…一七時四五分または一八時

食事または軽食を作りたい被監置者は、自己のステュディオ内で、簡易炊事場を使用することもできる。

建物、技術的ネットワーク、緑地帯の維持、並びに、センターの防火及び技術的セキュリティは、EPSNEの技術課によって行われる。センター内に入場する者は全て、保安規則に従い、職員からの指示に従わなければならない。

被監置者は、設備を整えたステュディオにおいて個別の宿泊を享受する。ステュディオの日常のメンテナンスは被監置者が行う。被監置者に使用が委ねられている備品または設備のあらゆる損傷は、被監置者に請求される。

動物の存在は、厳格に禁止される。

第七条 煙草及びアルコールの服用

二〇〇七年二月一日から施行される規則に従って、被監置者は、機関の内部で喫煙することができない。但し、煙草の服用は、自己のステュディオ、及び、完全に無蓋の外部の場所において可能である。

アルコールの摂取は、厳格に禁止される。

第八条 機関内での移動

被監置者は、七時三〇分から二一時の間、センター内を、自由かつ平穩に移動する。被監置者は、第五条で定められた制限の留保の下、センターにおいて編成された活動に参加することができる。

ステュディオの扉には二つの錠が設置され、一つは、外部からのみ操作できる職員専用のもので、もう一つは、内部及び外部から施錠できるものである。第二の錠の鍵は、ステュディオの居住者に引き渡され、職員はその合鍵を保有する。

第九条 社会文化的活動、教育的活動、職業訓練活動、及び、労働活動

社会文化的活動

全被監置者は、文化的活動、スポーツ活動、及び、娯楽活動を享受しうる。これらの活動は、資格を有する専門家によって編成され、その一部は外部で行われうる。

野外活動は、少なくとも一日の内一時間、このために定められた場所において、提供される。

労働

全被監置者は、センター内で、保安に関する規則と両立する仕事を、自己の計算、または、外部の雇用者の計算で行うことができる。

監置の状況と結びついた強制の留保の下、労働に関しては、普通法が適用される。

教育及び職業訓練

全被監置者は、個人または集団で、センター内または通信で、資格を有する専門家の指導の下、教育及び職業訓練を受ける権利を有する。

テレビ

すべてのステュディオにはテレビが設置される。

## 第一〇条 信仰の実践及び精神的な援助

（カトリック、プロテスタント、ユダヤ教、及び、イスラム教の）司祭は、センター内に入り、希望者と話し合うことができる。礼拝堂、多目的ホールは、予め定められたスケジュールに従って、礼拝場に変わる。

## 第一条 社会的給付

被監置者は、社会保障法第L.三八一―三一条の規定の対象となる。

被監置者は、手当に関して普通法の適用を受ける。

## 第二条 外部との連絡

### 通信

全被監置者は、任意の者と書簡の発受を行うことができる。到着した郵便物は、場合によっては検査の後、職員によつて被監置者に渡される。弁護士、または、附則第一条で定められるリストにある当局と交わされる書簡は、検査されえず、留置されえない。

インターネットへのアクセスは、被監置者の費用で、司法上の義務を尊重しつつ、司法官憲の監督の下、可能である。

### 電話

電話は、弁護士との通話を除いて、刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長の監督の下、EPSSNEの長の決定に基づき、傍受され、録音され、または、中断されうる。

通話費用は被監置者の負担となり、通話はステュディオに設置された個別の回線から行われる。

### 公民権

公民権の行使は、裁判所の決定から生じる制限以外の制限を受けえない。

### 面会

面会の時間及び回数、被監置者のケア、センターの編成及び機能に結びついた要請によつて制限される。一度の面会で許される面会者の数は、三人に限られる。これらの面会は、このために整備された場所において行われる。

EPSSNEの長は、被監置者の家族、後見人、及び、この面会が被監置者の社会復帰に資すると思料される場合で、センターの安全及び善良な秩序の維持と結びついた理由の留保の下、その他全ての者に面会許可を付与する。

面会は、毎日、一〇時から一五時の間で特定の時間帯に行われる。

一定の条件の下、家族との面会施設における滞在が、被



監置者の請求に基づいて、本規則の前文に定められる裁判官の承諾の後、実施される。

医学的適応に基づいて、被監置者が移動できない場合には、近親者との面会は、ステュディオ内で行われうる。

### 第一三条 外出許可

外出許可は、行刑局長、病院長、県の社会復帰・保護観察局長、及び、共和国検事の意見を聴取した後に下される、刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長の理由を付した命令によって、承認されまたは拒絶される。

二種類の外出許可が規定される（刑事訴訟法第R:五三―八―六九条以下）。

―とりわけ、家族の重大な事情の場合、随員付の外出―  
―家族関係の維持、または、監置措置の終了準備のため、電子監視付外出

クレティユ (Cretin) の社会復帰・保護観察局は、外出許可の準備に有用な審査及び調査を行う。同局は、刑罰適用判事が、対象者の状況に適応した決定を下すことを可能にする、あらゆる情報を提供する。

### 第三章 被監置者の財産管理

#### 第一四条 原則

貴重品または金員から生じる危険を限定するという配慮の下、被監置者には、金員、貴重品、並びに、結婚指輪及び時計以外の宝飾品を保持させない。

被監置者は、自己の労働から生じる報酬及び自己の資産を自由に使う。

#### 第一五条 金銭的価値及び非金銭的価値<sup>(13)</sup>

##### 金銭的価値

センターは、専用の口座を管理し、その口座に被監置者に属する金銭的価値が記入される。

被監置者が第三者への送付または供託を請求しなかったことを条件として、被監置者がセンターへの入所時に保有する額が、監置登録簿への記入時、直ちに彼の口座に記入される。その額の大きさは、いかなる場合も、センターによる保管の拒否を正当化しえない。

この口座には、後に、規則の条件の下、監置中、被監置者に対して支払われるべき額、または、被監置者によって支払われるべき額の全てが、貸し方または借り方に記入される。

被監置者は、民法上の能力の制限内で、外部の世襲財産の管理を行う。場合によっては、この管理は、外部の代理人を介して行われる。

場合によってはありうる代理は、刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長の監督に服する。これらの文書を発送するための証印の押捺は、署名者の能力を推断させえない。

いづれにせよ、公証人の仲介を申請する書面は、この公署官が前項に規定される裁判官の許可をえた場合に、社会的医療的司法的センター内で作成されうる。

この口座上の処分可能な資金は、本規則第一六条に列举された購入を行うため、または、EPSNFの長の許可に基づいて外部への払い込みを行うために用いられうる。

#### 宝飾品及び貴重品

宝飾品及び貴重品は、評価の後、明細目録が作成され、前述の登録簿に記入され、センターの書記課に保管される。但し、宝飾品及び貴重品は、被監置者の要求に基づいて、彼の家族に引き渡されうる。センターに帰責される紛失の場合、紛失物の評価額が被監置者またはその権利者に返還される。

入所時に被監置者が所持している貴重品及び宝飾品は、その価額、数量または容量を理由に、それらの引き受けが

拒否されることがある。この場合、貴重品及び宝飾品は、一時的に、このために作られた登録簿に記入され、被監置者は、家族もしくは精確に特定されるその他の受益者に送り返すことによって、公証人もしくはEPSNFの長により指定されたその他の受託者の手に委ねることによって、または、売却することによって、それらの物品を処分するように促される。発送、保管または売却の費用は、被監置者の負担となる。

EPSNFの長は、それらの物品の性質、数量または出所の故に、金額または貴重品が差し押さえられ、押収されうると思料されるときは、刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長に、被監置者の所有に係る金額または貴重品を通知する。

#### 措置の終了及び死亡

被監置者の出所の際、宝飾品及び貴重品は、受領証と引き換えに、被監置者に引き渡される。当事者が受領を拒否する場合、それらの物品は、国有財産行政庁に引き渡される。

被監置者の死亡から五年以内に、宝飾品及び貴重品が、その権利者による請求を受けなかった場合、それらの物品は、国有財産行政庁に引き渡され、この引き渡しは、セン

ターにとって受領証に相当し、金員は、国庫に編入される。

#### 第一六条 身の回り品<sup>(14)</sup>

被監置者の所持に委ねられうる物を除いて、被監置者がセンターへの入所時に所持する物は、EPSNFの長またはその代理人によって保管される。

これらの物は、財産目録の作成後、出所時に被監置者に返却されるために、当事者の責任において、特別な登録簿に記入される。

#### 薬

被監置者がセンターへの到着時に薬を所持している場合、医師は、なされるべき使用を決定するために、直ちにその旨知らされなければならない。

#### 日常生活用品及び外部購入

ステュディオを塞がないために、また、人々の安全及び財産にとって危険となりうる物を被監置者が所持することを避けるために、本規則の附則第二条に記載されるリストは、センター内で禁止される物を定義する。

当局によって提供された衣服を着用したい旨表明する被監置者の脱いだ個人的な衣類は、明細目録が作成され、洗濯され、消毒される。

その後、当該衣類は、出所時に所有者に返却されるように、センターの倉庫で保管される。

全被監置者は、センターによって作成されたリストから選択して、さまざまな製品を入手することができる。但し、被監置者がこのリストに示されていない製品を購入し、または、このリストに入れさせることを望む場合、被監置者は、注文される製品が本内部規則の規定に合致し、財産及び人々の安全を害しないという留保の下、そのことをEPSNFの長に請求することができる。

EPSNFの長は、被監置者の所持する物が、その性質、数量または出所の故に、差し押さえられ、または、押収されうると思料されるときは、その物を刑罰適用の任を負った管轄を有する副所長に通知する。

EPSNFの長は、かくして被監置者から剝奪された全ての物につき病院長に通知する。

#### 措置の終了及び死亡

被監置者の出所の際、個人的な衣服及び衣類は、受領証と引き換えに、引き渡される。当事者がそれらの受領を拒否する場合、それらは国有財産行政庁に引き渡される。

被監置者の死亡から五年以内に、個人的な衣服及び衣類が、その権利者による請求を受けなかった場合、それらの

物は、国有財産行政庁に引き渡され、この引き渡しは、センターにとって受領証に相当する。

#### 第四章 被監置者に対するケア

##### 第一七条 医学的・心理学的ケア

医学的・心理学的治療の提供は、科学の現状に合致した、利用可能な治療手段の全てを含む。このケアは、センター内に介在する、ヴィルジュイフ (Villjuif) のポール・ギロー (Paul Guiraud) 保健公施設のチームによって、恒常的に提供される。このケアに結びついた治療的活動は、被監置者の必要に応じて、個別または集団で行われうる。この治療的活動は、公衆衛生法によって示される諸原理の尊重の下に保管される治療記録に記載される。この記録には、同法によって定められた条件の下、患者がアクセスできる。

これらの活動は、月曜日から金曜日の九時から一七時の日中、ポール・ギロー保健公施設のチームの提案に基づいて、病院長によって決定された計画表及び時間割に従って実行される。

これらの態様は、被監置者に通知される。各被監置者は、自らの同意を条件として、個別化された治療計画の対象と

なる。

##### 第一八条 身体的ケア

身体的ケアは、病院長によって編成される。病院長は、まず、被監置者に対する EPSNF の専門家の介入態様を定め、場合によっては、必要とされる専門医の介入態様を定める。

##### 第一九条 収容

被監置者の収容は、医学的所見に基づいて決定される。緊急の場合を除いて、刑罰適用の任を負った副所長及びヴァル・ド・マルヌ (Val-de-Marne) の知事は、予め、被監置者の収容について通知される。知事は、適合する保護及び護衛体制を命じる。

保健施設内に存在する、保安性が高められた諸装置は、特権的でなければならない（保安性が高められた部屋、地域共同の特殊医療ユニット、特別に整備された医療ユニット）。

##### 第二〇条 医療的緊急

緊急の場合、EPSNF の当直医が、取るべき行動を決定

する。

## 第二十一条 社会的ケア及び司法監視

### 社会的サービス

地域のソーシャルワーカーは、とりわけ、被監置者の社会的権利の行使、家族関係の維持、及び、社会復帰へのアプローチにおいて、被監置者を援助する任を負う。被監置者との関係において、社会復帰及び保護観察に係る職員は、被監置者の司法的措置の監督を行う。

### 外部の介入者

専門化された外部の介入者には、提案された活動に参加する権限、または、個人的な状況がとりわけ医療的社会的領域における特殊なケアを正当化する、被監置者を援助する権限が付与される。

### 司法監視

管轄を有する司法官憲との関係は、とりわけ、外出許可の請求及び最終的な出所の準備のため、クレティユの社会復帰・保護観察局によって保証される。

## 第二十二条 教育的ケア

教育的ケアは、EPSNEの長及び病院長によって共同し

て編成される。

教育者は、被監置者の日常生活の編成に関与し、センター内に介在する看護チームと共同して、教育計画を策定する。

教育者のチームの責任者は、EPSNEの長及び病院長によって指名される。責任者は、医療的心理学的ケアの責任を負う医師の特権的対話者である。

## 第五章 措置の停止と終了

### 第二十三条 措置の停止

保安監置は、その執行中に生じたあらゆる拘禁によって停止される。

### 第二十四条 措置の終了

保安監置決定は、一年間有効で、更新可能である。

センターにおけるケアは全て、被監置者の重罪累犯の危険を低減し、かくして被監置者の出所を可能にすることに貢献するものである。

被監置者の評価を可能にし、彼の経過を追跡するため、センター内で学際的ケアに関与する者は、医学的秘密の尊重の下、第R：五三八―五九条の適用によって監督される

各被監置者の個々の一件書類に素材を提供することに貢献する。

## 第六章 保安に関する規定

### 第二五条 保安規則の性質

被監置者の平静及び平穩、並びに、故意から生じる危険に対する人々及び財産の保護を保障することを目的とする、一般的保安規則は、地域の状況に応じて、常時、センターの必要と均衡していなければならない。

EPSNFの長は、一般的な勧告という方法で保安規則を定めるか、または、法律、規則もしくは法の一般原理を尊重しつつ、その警察権限及び役務の編成によつて取られる、特別な指示の方法でこれを定める。

EPSNFの長は、センターの健全な機能の責任者として、保安規則の遵守に留意し、その実行を調整する。これらの規則は、技術的及び人的欠陥または自然的要因に負う事故の帰結を回避し、緩和することを目的とする。これらの規則は、組織の特殊性を顧慮する。

### 第二六条 一般的保安

センター周辺の保安は、センターにおいて警察の担当区

分の任務を同様に行使する、行刑監視人によって保障される。

センターへのアクセス

センターへのあらゆるアクセスは統制され、有資格者またはEPSNFの長によつて予め権限が付与された者に制限される。人、荷物及び／または物の統制は、EPSNFの保安装置を用いることによつて行われる。センターに進入する者は全て、保安規則に従わなければならない。

統制

統制は、人々及び財の安全を保障する役割を担う。

ステュディオ及び共用場所の定期的な統制が行われる。

被監置者の保安触診は、とりわけ、役務においてまたは予期せず部外者と面会及び遭遇した後、機関にアクセスする際に可能である。

治療所または医療上の秘密が危険にさらされる場所の

統制は、病院長の同意の後、病院長または病院長がそのために指名した代理人の立ち会いの下で行われる。

\*

\*\*

被監置者、

EPSNFの長、

病院長、

附則第一条

被監置者が封書で連絡を取ることができる行政及び司法官  
憲のリスト

共和国大統領。

政府の構成員、とりわけ、法務大臣、司法大臣。

共和国幹旋員及びその代理人。

司法大臣官房長、司法機関監察官、行刑監察局長、司法省  
の各局長、これらの局の司法官及び公務員。

知事及び副知事。

被監置者の住所地または監置地の市長。

議院の長（元老院、国民議会）。

国民議会議員及び元老院議員。

ヨーロッパ議会のフランス人議員。

コンセイユ・データの副議長。

破毀院院長及び破毀院検事長。

共和国法院院長。

控訴院院長及び控訴院付き検事長。

大審裁判所所長及び大審裁判所付き共和国検事。

小審裁判所所長。

控訴院予審部部長。

予審判事。

後見判事。

少年係判事。

刑罰適用判事。

家族事件担当判事。

地方行政裁判所所長。

行政文書へのアクセスに関する行政委員会委員長。

行政控訴院院長。

州際行刑部長。

社会問題監察局長。

県保健福祉局 (DDASS) の監察医。

地域保健福祉局 (DRASS) の監察医。

保健施設長。

差別防止及び平等のための高等機関の長。

子供保護官。

安全保障に関する倫理国家委員会。

拘禁施設総監督官。

軍人の被監置者または軍権力に属する被監置者に関して…

国家憲兵隊長。

軍管区を統率する将軍。

被監置者が属する指揮官。

これらの権限と同視されなければならないものとして…  
共和国大統領の配偶者。

フランスの権限と同視されなければならないものとして…

ヨーロッパ議会議員。

ヨーロッパ人権裁判所所長。

ヨーロッパ人権裁判所書記。

ヨーロッパ人権裁判所全構成員。

ストラスブルクのヨーロッパ評議会内に設置された、拷問及び非人道的もしくは品位を汚す刑罰または処遇を防止するためのヨーロッパ委員会委員長。

ストラスブルクのヨーロッパ評議会内に設置された、拷問及び非人道的もしくは品位を汚す刑罰または処遇を防止するためのヨーロッパ委員会の全構成員。

ルクセンブルクの第一審共同体裁判所所長。

ルクセンブルクのヨーロッパ共同体司法裁判所所長。

ジュネーブの国連拷問禁止委員会委員長。

ジュネーブの国連拷問禁止委員会全構成員。

ジュネーブの人権委員会委員長。

ジュネーブの人権委員会の全構成員。

## 附則第二条

### 禁止物のリスト

以下の物は、フレーヌ社会的医療的司法的保安センター内では禁止される。

— 制服と混同しうる衣服、

— 革手袋、

— 工具一式、

— 特定の電化製品…センターの電気容量によって決定される、

— アルコールを含んだ香水。

二〇〇九年七月六日

国務大臣、国璽詔書、司法・自由大臣

大臣の代理として、行刑局長

C.ダルクール (C. d'Harcourt)

厚生・スポーツ大臣

大臣の代理として、収容及び治療施設長

A.ポデュー (A. Poden)



- (1) 保安監置及び保安監視の概略、並びに、これらをめぐる学説の議論状況については、井上宜裕「保安監置及び精神障害を理由とする刑事無答責の宣告に関する二〇〇八年二月二十五日の法律 (Loi n° 2008-174) について」法政研究七七巻四号(二〇一一年)八三一頁以下参照。
- (2) 二〇一〇年の改正 (Loi n° 2010-242) で、累犯で行われた、故殺、拷問、野蠻行為、強姦、略取または監禁の重罪も対象犯罪となった。
- (3) Journal officiel du 26 février 2008, p. 3272. Décision n° 2008-562 DC; Loi n° 2008-174 du 25 février 2008 relative à la rétention de sûreté et à la déclaration d'irresponsabilité pénale pour cause de trouble mental.
- (4) 本判決の翻訳として、フランス刑事制裁研究会訳「憲法院二〇〇八年二月二一日裁決第二〇〇八・五六二号」法政研究七九巻一・二号(二〇一二年)参照。
- (5) 司法監視は、二〇〇五年、保安処分として導入されたもので、社会内司法監督の対象となる重罪または軽罪で七年以上の自由剝奪刑で有罪宣告を受けた者が対象となる。その内容は、釈放後、刑の軽減の自動的付与及び刑の補充的軽減に対応する期間を超えない範囲で、社会内司法監督上の義務と同様の義務を課すというものである。
- (6) 社会内司法監督は、一九九八年、性犯罪を対象に導入され、二〇〇五年、殺人罪等も適用対象となった。この措置は、判決裁判所によって言渡されるもので、拘禁刑の終

了後、刑罰適用判事の監督下で、監視または援助の措置に服することを内容とする。期間は、軽罪で一年、重罪で二年であるが、軽罪の場合、特に理由を付した決定によって二年まで引き上げることができる。また、三年の懲役で処罰される重罪については三年、無期懲役で処罰される重罪については無期とされる。ちなみに、二〇〇五年には、社会内司法監督に含まれる措置の一つとして移動型電子監視が導入されている。ここでの移動型電子監視は、保安処分として課されるもので、七年以上の自由剝奪刑で有罪判決を受けた成人が対象で、この措置の前提として対象者の同意が必要になる。移動型電子監視の期間は二年で、軽罪で一回、重罪で二回、更新が可能である。

(7) PRADÉL は、「憲法院が保安監置の即時適用に関する規定を有効と認めない場合のために、立法者がこのシステムを構想したと想像される。この対症療法は巧妙」であるとして、この手法を積極的に評価して、PRADÉL, Jean, Une double révolution en droit pénal français avec la loi du 25 février 2008 sur les criminels dangereux, D, 2008, p.1005)。

- (8) JORF n° 0185 du 12 août 2009, p. 13390, texte n° 8.
- (9) JRS Paris, 6 avr. 2009, n° 092963, AJ Pénal 2009, 325, obs. M. Herzog-Evans.
- (10) JNRS, 1<sup>er</sup> juillet 2010, n° 10JNRS001, AJ Pénal 2010, 559, obs. M. Herzog-Evans.

(11) 二〇一二年三月三日付 Reims 大学法学部 Martine Herzog-Evans 教授の情報提供に基づく。

(12) Direction de l'administration pénitentiaire, Les chiffres clés, de l'administration pénitentiaire au 1<sup>er</sup> janvier 2011, p.6 によれば、二〇一一年一月一日時点で実施されている移動型電子監視の件数は四三件、二〇〇六年の実験開始以来の総数は九三件（内、仮釈放の場合が一七件、司法監視の場合が七六件）である。

(13) 目次には、「金銭的価値」とある。

(14) 目次には、「非金銭的価値」とある。

〔補遺〕 本論文脱稿後、二〇一二年五月二三日、「保安監置及び保安監視を廃止する法案」がフランス上院に提出された。

〔付記〕 本研究は J S P S 科研費二三五三〇〇七九の助成を受けたものである。